

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日
(第7期) 至 平成19年3月31日

イー・ギャランティ株式会社

(941960)

第7期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

イー・ギャランティ株式会社

目 次

	頁
第7期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態及び経営成績の分析】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【自己株式の取得等の状況】	31
3 【配当政策】	32
4 【株価の推移】	32
5 【役員の状況】	33
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	35
第5 【経理の状況】	40
【財務諸表等】	41
第6 【提出会社の株式事務の概要】	67
第7 【提出会社の参考情報】	68
1 【提出会社の親会社等の情報】	68
2 【その他の参考情報】	68
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	69
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年6月29日

【事業年度】 第7期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	173,739	390,363	681,933	1,041,756	1,421,338
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△154,677	△37,652	57,852	143,878	196,625
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△154,967	△37,942	114,682	158,905	164,174
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	680,000	680,000	930,000	930,000	1,048,575
発行済株式総数 (株)	14,200	14,200	19,200	19,200	20,200
純資産額 (千円)	265,735	227,793	842,475	1,001,381	1,402,706
総資産額 (千円)	498,001	597,536	1,389,639	1,723,973	2,496,043
1株当たり純資産額 (円)	18,713.77	16,041.77	43,878.93	52,155.29	69,440.91
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり 当期純利益金額 又は1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	△11,923.56	△2,671.99	6,836.50	8,276.35	8,521.59
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	8,509.89
自己資本比率 (%)	53.4	38.1	60.6	58.1	56.2
自己資本利益率 (%)	—	—	21.4	17.2	13.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	48.5
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△51,925	476,428	431,521
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	1,775	△548,340	△938,189
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	497,565	—	223,179
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	971,343	899,431	615,943
従業員数 (名)	14	12	16	28	42

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。ただし、第3期については税法上免税事業者扱いとなり消費税等について税込方式で会計処理をしたため、売上高に消費税等が含まれております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。
- 4 第3期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第3期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 第3期から第6期までの株価収益率については、当社株式が非上場のため記載しておりません。
- 7 第5期以降の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、伊藤忠商事㈱の連結子会社として、従来同社が提供してきた企業間取引に関する金融機能の一部を単独のサービスとして取り扱い、企業間の商取引によって生じる様々な債権を保証すると同時に、債権保証により生じるリスクを多数の金融機関等に保証委託することでリスク移転を行う信用保証事業会社として設立されました。

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成12年 9月	東京都港区において、伊藤忠商事㈱の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年 11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権（※）を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年 2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年 8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
平成17年 2月	貸金業登録（東京都知事（1）第29142号）
平成17年 4月	大阪市中央区に大阪支店開設
平成17年 10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年 5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年 6月	大阪支店を大阪市中央区内で移転
平成19年 3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年 5月	福岡市博多区に九州支店を開設

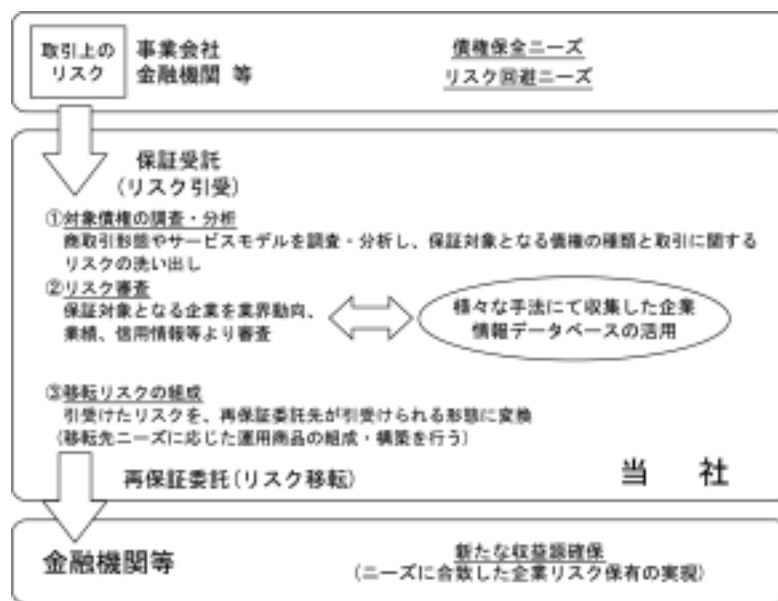
（※）売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

3 【事業の内容】

当社は、当事業年度末日現在、特定の金融グループに属さない特徴を活かし、当社独自の営業網の他に親会社である伊藤忠商事㈱を始めとして、地域に強い基盤を持つ地方銀行18行及び大手都市銀行の保険代理店子会社2社との提携により、全国的に商取引や金融サービス提供に伴うリスク引受（保証受託）の営業活動を行っております。

このような営業展開によるリスクの引受けに伴い、当社は多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらのリスク引受を円滑に実現するために自社でリスク保有をせず、引き受けるリスクを、情報配信会社等から入手した情報に加え、当社にて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関等に再保証を委託しております。当社は再保証の委託にあたり、引き受けたリスクを各金融機関等が一種の運用商品として投資することができるよう、再保証委託先である各金融機関等の嗜好に合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品への投資機会（引受機会）を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク（倒産等、事実上の営業停止状態に至り債務の履行がなされないリスク）自体を保証契約先から仕入れ、再保証委託先へ供給するというホールセラー的役割も担っております。

（当社の機能）



本スキームにおいて当社の担う機能を段階別に説明すると下記のとおりです。

(1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社は、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の保証を受託することにより保証料を得ます。事業分野を保証事業に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社営業網に加え、商社・地方銀行・大手都市銀行の保険代理店子会社の代理店網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

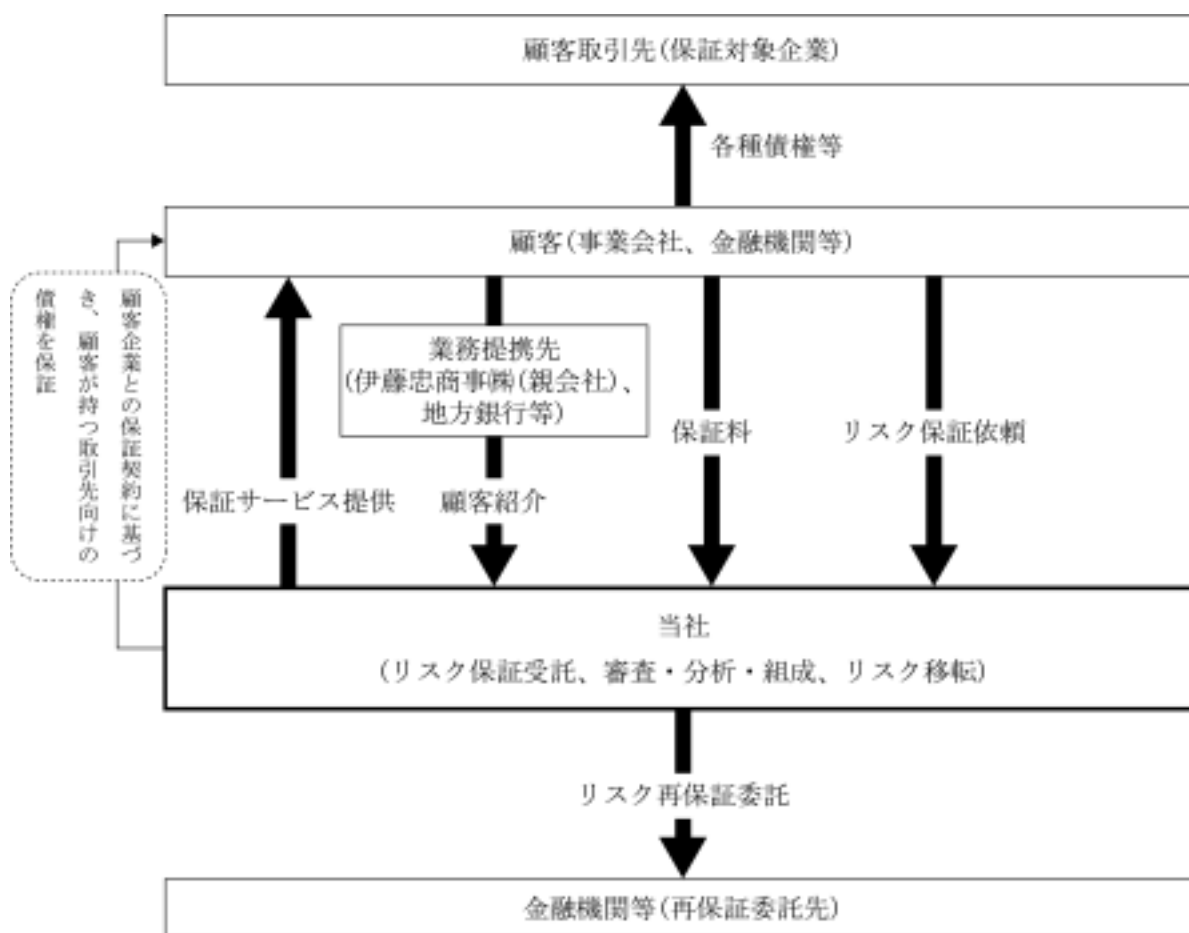
(2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

保証を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社は、多種多様な取引における債権の保証に取組んできた実績を活かし、債権債務とリスクの所在を明確にし、再保証を委託する金融機関等にとって明確で簡素化された形にリスクをグルーピングします。この過程で、当社は、当社にて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスクに応じて企業を分類し、保証対象となるよう定量化を図っております。

(3) 再保証委託先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、再保証委託先となる金融機関等の嗜好に合わせて、リスク度合い、最大リスク額、委託料のバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオを金融機関等へ再保証委託することで当社の負うリスクを移転します。

(事業系統図)



<当社の提供するサービス>

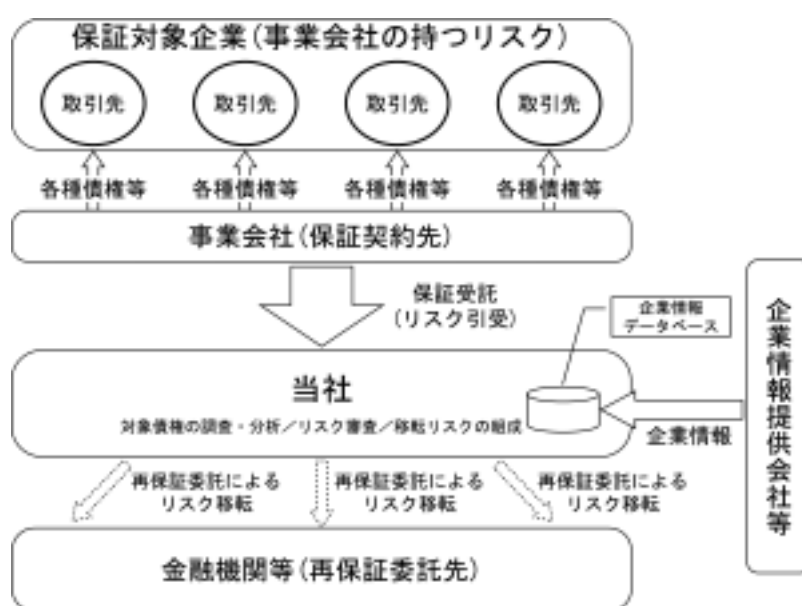
当社は「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

(1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権回収リスクの保証受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する保証だけでなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する保証受託も行っております。

本サービスは、契約先の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、契約先にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。契約先の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、契約先は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

「事業法人向け保証サービス」モデル



① 包括保証

契約先の取引先について、信用リスクによらない“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先を当社が一括して包括的に保証受託（リスク引受）するものです。多数の取引先を保証受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では契約先が負担する保証コストは大きく抑えられることとなります。また、信用リスクの高い取引先であっても、多数の取引先を保証受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

契約先は、取引先を幅広く保証対象とし信用リスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて包括保証を導入することで「攻めの経営」をサポートし、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

イ) 売上高課金方式

取引先（保証対象先）の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略の実施の際など、年間を通じ売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、予め設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先にとりましては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先（保証対象先）に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

② 個別保証

契約先において、保証を希望する取引先を1社単位で保証受託（リスク引受）するものです。

契約先は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

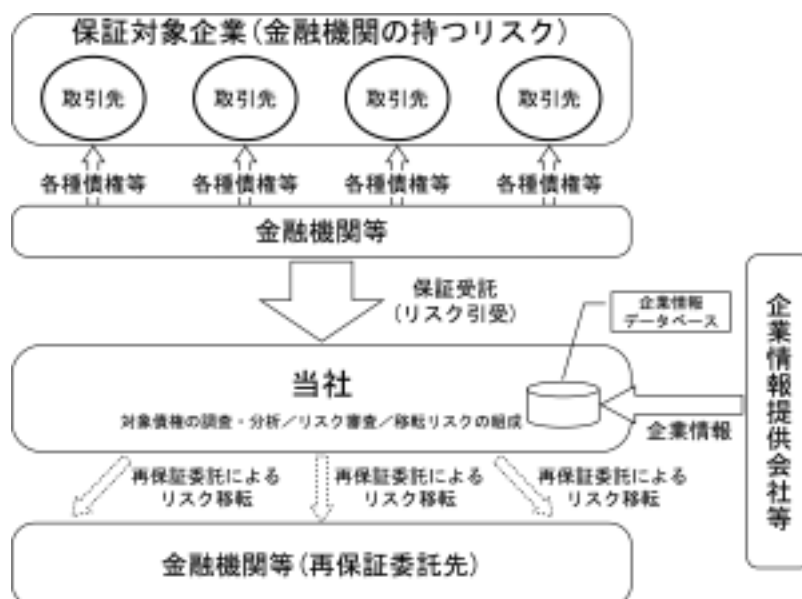
自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業など信用リスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いために有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

(2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを保証受託（リスク引受）するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス（以下：RMS）」と呼び、当社が信用リスクを保証受託し、再保証委託先（リスク移転先）のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に再保証委託することにより、金融機関等の保有するクレジットリスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証の受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の保証受託を行います。

「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを当社が保証するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権を当社が保証するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクの保証を受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取組み、カード会社などでは利用限度額が極めて高額な企業向け仕入カードの開発等が可能となります。

<親会社を中心とした企業グループ内における当社の位置付け>

当社親会社である伊藤忠商事(株)を中心とする企業グループは、繊維、機械、宇宙・情報・マルチメディア、金属・エネルギー、生活資材・化学品、食料、金融・不動産・保険・物流及び海外現地法人の各分野にわたり、各種の商品売買を行うとともに、関連する取引先に対する金融機能の提供、各種プロジェクトの企画・調整、事業投資等、幅広く多角的な営業活動を行っております。

当社は、同社の金融・不動産・保険・物流カンパニーの保険部門の事業会社として、事業法人及び金融法人向けに企業の債権保証を行う親会社グループ内における唯一の保証事業会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社)(注)1 伊藤忠商事株式会社 (注)2	東京都港区	202,241	総合商社	被所有割合 40.4 (うち間接4.4) (注)1	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行なっております。 当社はグループのCMSを利用した同社への資金の預入を行なっておりましたが、平成18年9月30日において、この取引は終了しております。 当事業年度末日現在同社従業員3名を役員として受け入れております。(注)3

(注) 1 伊藤忠商事㈱の「議決権の被所有割合」間接4.4%は、同社子会社である伊藤忠テクノロジーベンチャーズ㈱が業務執行組員となっている「テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合」が所有するものであります。伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。ただし、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。

2 伊藤忠商事㈱は、有価証券報告書提出会社であります。

3 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、親会社の伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社より非常勤役員を招聘しております。当事業年度末日現在における伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社における役割	氏名	伊藤忠商事㈱及びそのグループ会社における役職
取締役(非常勤)	小松 慎一	伊藤忠商事㈱ 保険部門長
監査役(非常勤)	浦島 宣哉	伊藤忠オリコ保険サービス㈱ 取締役副社長
監査役(非常勤)	岡地 洋幸	伊藤忠商事㈱ 金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジメント部所属

なお、提出日現在においては、上記のうち監査役浦島宣哉及び岡地洋幸については、辞任しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
42	30.7	1.5	5,007

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が平成18年3月31日現在に比較し14名増加しておりますが、事業拡大による人員の増加によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資が増加傾向にあり、雇用情勢も改善に広がりが見えます。また個人消費はおおむね横ばいで推移しており、景気は昨年度に続き緩やかに回復基調にあります。しかし一方では、平成18年度の企業倒産件数は13,337件となり、前年に続き増加傾向をたどっております。

このような環境下、当社は現在の主力商品サービスである事業法人向けの保証サービスにおいて地方銀行との提携を急速に進め、1県1行という提携戦略のもと計18行との提携を実現し、顧客基盤を一気に拡大させることができました。また、金融法人向け保証サービスについても売上債権以外の各種債権リスクを引受ける提案を行うなど、営業を積極的に展開しました。

この結果、当期は売上高1,421,338千円（前年同期比136.4%）、営業利益208,534千円（前年同期比147.2%）、経常利益196,625千円（前年同期比136.7%）、当期純利益164,174千円（前年同期比103.3%）となりました。

商品別の業績は、次のとおりであります。

①事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおきましては、地方銀行を中心とした金融機関等との提携を積極的に進めたことにより全国的な販売網を構築することができ、契約数が順調に増加しました。

また、近畿圏においても営業人員を増やし、営業を強化した結果、順調に保証の引受け残高を増加させることができました。

このように営業拡大や提携推進を努めた結果、当該サービスに係る売上高は、1,350,272千円（前年同期比141.2%）となりました。

②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおきましては、リース会社の行う保証に対する再保証の引受け及びクレジットカード会社向けの保証サービスが増加しました。一方で、収益性の低い企業間電子商取引決済サービスを縮小させた影響で決済保証残高が減少し、この結果、当該サービスに係る売上高は、71,066千円（前年同期比83.4%）となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	第5期 (平成17年3月期)	第6期 (平成18年3月期)	第7期 (平成19年3月期)
保証残高金額	34,372	43,113	61,725

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ283,488千円減少し、615,943千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動の結果増加した資金は431,521千円（前事業年度比90.6%）となりました。この主な要因は、引き続き業績が順調に推移したことにより税引前当期純利益を196,502千円計上するとともに保証料収益に係る前受金が357,370千円増加したものの、保証履行の先行支払に係る未収入金が138,944千円増加したこと等によるものであります。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動の結果減少した資金は、938,189千円（前事業年度比171.1%）となりました。この主な要因は定期預金の新規預入が900,000千円、本社及び大阪支店の移転により有形固定資産取得に伴う支出が40,075千円生じたこと等によるものであります。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動の結果増加した資金は、223,179千円（前事業年度はゼロ）となりました。この要因は株式上場に伴い230,979千円の資金調達を行ったこと等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額（千円）	前年同期比（％）	
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	378,134	100.2
		限度額課金方式	571,365	180.7
		個別保証	400,772	152.4
		小計	1,350,272	141.2
金融法人向け保証サービス	—	71,066	83.4	
合計	—	1,421,338	136.4	

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が主眼を置いている点は、多様な信用リスクの保証受託を低価格で実現し、保証という金融サービス分野自体の裾野を拡大することと同時に、当社がより高いリスクやより複雑なリスクの保証受託を可能にすることで当社の収益性と競争力を維持し、成長をしていくということであります。当社がリスクの高い多様な債権の保証を低価格で受託するためには、信用リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）からリスクを引受け、一方でリスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に再保証委託という形で投資機会を提供し、スムーズなリスク移転を図るというマーケットメイク機能を強化することが求められています。これはクレジット・デフォルト・スワップ（CDS（注））等のクレジットデリバティブ取引に類似していますが、当社のスキームは格付けの無い中小企業の倒産リスクを取引対象とする点及び需給ギャップを埋めようとする点でCDSとは異なると考えております。

保証を依頼する側は「少数の集中した複雑なリスク」を保証契約によりヘッジしたいと考えますが、金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、多数に分散され、簡略化されたリスク」であります。このギャップを埋めることが当社の役割であると考えており、ギャップを埋める役割を通じて「リスクをヘッジしたい保証契約先」と「リスクを投資機会として捉えリスクを引受けたいと考える保証委託先」の双方を拡大していく方針であります。また、リスクのさらなる分散により、高いリスクや複雑なリスクに対して合理的な保証料での保証サービスの提供や、低信用企業に対する保証が可能となることから、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。当社といたしましてはこれらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

（注） CDS（クレジット・デフォルト・スワップ/Credit default swap）は、デリバティブ取引を用いた貸付債権の信用リスクを保証するためのオプション取引の一種。従来の銀行保証に類するものであり、貸付債権にデフォルト（債務不履行）が発生した際に、その損害額を保証してもらうものであります。

（1）保証受託の規模拡大のための販売網の拡充

マーケットメイク機能を高めるために、分散に耐えうる大量のリスク保証を契約先から保証受託するため販売網の早期拡大により保証受託規模の拡大を図ります。特にブランド力の高い有力な地方銀行等や大手都市銀行の保険代理店子会社との提携を強化し、自社の支店展開も含め全国的な販売体制の構築に取り組みます。

（2）売上債権以外の多様な事業法人向け債権保証の強化

当社は企業向け信用リスクの保証事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで売上債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の保証に積極的に取り組み、売上債権の保証への依存度を下げて付加価値の高い保証受託を目指します。

（3）金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に保有することになる各種金融債権の保証事業を強化したいと考えております。金融債権の保証分野は売上債権の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向け仕入クレジットカード事業、売上債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うもので、当社はオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる特徴を活かし、一方で金

融サービスを提供する企業の顧客基盤及びブランドを十分に活かし、スピード感のある事業拡大を図ります。

(4) 保証受託契約の更改率の維持

毎年新規に受託した保証サービスは、翌年も高い割合で契約更新された上で、さらに新規受託分が過去の契約実績に積み上がるため、収益力が増していくというストック型のビジネスモデルであります。従いまして、現在の更改率を維持すべく既存の満足度向上に取り組んでまいります。

(5) 集積した企業の審査情報分析の推進による審査力の強化

審査情報データベースの拡充と分析システム等の開発により審査精度を高め、積極的なリスクの引受けと再保証委託先にとって定量化しやすい投資機会が提供できるよう取り組んでまいります。

(6) 一部リスクの自己保有と再保証委託先拡大

顧客企業が保証を希望するリスクと再保証委託先が引受けを希望するリスクのギャップを埋めるべく、「条件差」の部分（保証サービス契約に対して再保証委託先が保証を引受けることが出来ない部分）について、自社の財務基盤拡充にあわせて徐々に自社でリスクを引受けることにより、再保証委託先にとって魅力的な投資機会を提供するとともに、海外金融機関も含めてリスク移転先を拡大しリスク引受能力の向上に取り組んでまいります。

(7) 人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育をさらに強化する方針です。

4 【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当社は、事業会社及び金融機関等の契約先から得る保証料を売上高として計上する一方、再保証委託先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社の利益となっております。

当社が契約先から得る保証料は、各契約先との交渉の上で決定、更新されておりますが、好景気時に倒産率が低下する等、契約先の景況感が改善した場合には、契約先からの保証料率引下げ要請がなされることとなります。

一方、当社が再保証先委託先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に保証履行が発生した場合であっても、短期的な支払保証料の上昇要因とはならないものの、継続的に保証履行が多発し、再保証先の引受姿勢が硬化した場合には、支払保証料上昇要因となります。

そのため、契約先からの保証料が減少した場合や、急激な景気の悪化等によるリスク移転コストの増加を保証料に転嫁することが困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合等について

当社が行っている事業法人向け売上債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社といたしましては、当社のサービスは、再保証委託先へのリスク移転、分散機能により、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等の観点や、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さから他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、当社と比較して、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面から優位にあり、これらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があります。

また、今後において他金融機関の同分野への新規参入による競争の激化の可能性も考えられ、当社がより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社の競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出する場合においても、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 伊藤忠商事株式会社グループとの関係について

現在、同社は当社株式の40.4%（直接36.0%、間接4.4%）を保有する当社の親会社に該当してござ

すが、当社は同社グループから独立した経営を行っております。当社は同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用保証業務を営んでいる唯一の保証専業会社であるため、同社グループ内では競合関係は生じておりません。

ただし、当社の株式上場後においても、同社は当社株式の一定割合を継続的に保有する方針であるため、同社グループが経営方針、営業戦略等を変更し、新たに当社との間に競合関係等が生じた場合には、当社は基本的な戦略及び資本構成等を見直す必要性に迫られる等、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任、営業上の取引関係があります。

①人的関係について

当社は、設立経緯から、役員7名のうち6名が同社グループからの出向者及び兼任者により構成されておりましたが、平成18年11月をもってそのうち当社の常勤役員3名は当社に転籍することにより、出向関係を解消しております。

当事業年度末日現在においても、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、外部の視点から経営への監督機能及び監査体制強化等を目的としているものであります。

当社における役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	小松 慎一	伊藤忠商事(株) 保険部門長
監査役(非常勤)	浦島 宣哉	伊藤忠オリコ保険サービス(株) 取締役副社長
監査役(非常勤)	岡地 洋幸	伊藤忠商事(株)金融・不動産・保険・物流事業・リスクマネジメント部所属

なお、提出日現在においては、監査役浦島宣哉及び岡地洋幸については辞任しております。また、営業力の強化を図るため、当社からの要請に基づき、同社から3名の出向者を受け入れております。

②取引関係について

当社は伊藤忠商事㈱、伊藤忠プラスチック㈱等、伊藤忠商事㈱グループとの間に当社の事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、当事業年度における同社グループに対する売上高は全体の8.5%を占めております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事㈱及び伊藤忠オリコ保険サービス㈱と締結しており、顧客の紹介を受けております。顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成18年3月期は21,928千円(伊藤忠商事㈱6,038千円、伊藤忠保険サービス㈱(現伊藤忠オリコ保険サービス㈱)15,889千円)、平成19年3月期は21,164千円(伊藤忠商事㈱6,593千円、伊藤忠オリコ保険サービス㈱14,571千円)となっております。

なお、当社と親会社及び兄弟会社との取引については、「第5 経理の状況 財務諸表等 関連当事者との取引」をご参照ください。

(4) 情報管理について

当社は、保証サービス事業を通じて、契約先の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社はこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(5) 紛争が発生する可能性について

当社の展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、提携先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(6) 法的規制について

当社の業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」にも該当せず、同法の規制対象ともなっておりません。

このように、当社業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社はこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、又は、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社のビジネスモデルの変更、競合の激化等により、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当事業年度の財政状態及び経営成績については、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

①資産の部

流動資産は、株式公開による増資と保証契約数の順調な伸びから現金及び預金が増加し、前事業年度末に比べて742,075千円増加し、2,410,901千円（前事業年度末比144.5%）となりました。なお、保証専業会社である当社の信用力の強化及び高額な保証履行に備えた手許流動性の確保を目的に、総資産の80.8%を現金及び預金として保有しております。

固定資産は本社及び大阪支店の移転に伴う有形固定資産の取得等により、前事業年度末より29,994千円増加し、85,141千円（前事業年度末比154.4%）となりました。

②負債の部

流動負債については、保証契約数の増加に伴う前受金の増加等により、前事業年度末より362,739千円増加し1,039,527千円（前事業年度末比153.6%）となりました。

固定負債については、前事業年度末より8,005千円増加し、53,809千円（前事業年度末比117.5%）となりました。

③純資産の部

純資産の部については、株式公開による増資の実施及び未処理損失の減少によって、前事業年度末より401,324千円増加し、1,402,706千円（前事業年度末比140.1%）となりました。

(2) 経営成績

①売上高、売上総利益

当事業年度は、前事業年度に引続き新規保証契約の締結が順調であったため、売上高は前年同期に比べて379,581千円増加し、1,421,338千円（前年同期比136.4%）となりました。売上総利益も売上高の増加に伴い、前年同期比217,780千円増加し、715,349千円（前年同期比143.8%）となりました。

②販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、営業の拡大に伴う人員の増加から人件費が大幅に増加したこと及び販売網を全国的に拡大したことによる旅費交通費の増加並びに事業所の移転増床による家賃の増加等により506,815千円（前年同期比142.4%）となりました。

上記の結果、営業利益は前年同期比66,832千円増加し208,534千円（前年同期比147.2%）となりました。

③営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。当該受取利息を2,028千円計上した結果、営業外収益は2,067千円（前年同期比93.4%）となりました。また営業外費用については主に公募増資に係わる費

用であります。株式交付費6,170千円及び上場関連費用7,800千円が発生したため、営業外費用は13,976千円（前年同期38千円）となりました。

上記の結果、経常利益は前年同期比52,747千円増加し196,625千円（前年同期比136.7%）となりました。

④当期純利益

上記の結果、当事業年度の当期純利益は前年同期比5,268千円増加し、164,174千円（前年同期比103.3%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ283,488千円減少し、615,943千円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は431,521千円（前事業年度比90.6%）となりました。この主な要因は、引き続き業績が順調に推移したことにより税引前当期純利益を196,502千円計上するとともに保証料収益に係る前受金が357,370千円増加したものの、保証履行の先行支払に係る未収入金が138,944千円増加したこと等によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は、938,189千円（前事業年度比171.1%）となりました。この主な要因は定期預金の新規預入が900,000千円、有形固定資産取得に伴う支出が40,075千円生じたこと等によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果増加した資金は、223,179千円（前事業年度はゼロ）となりました。この要因は株式上場に伴い230,979千円の資金調達を行ったこと等によるものであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は40,881千円であります。その主な内容は、本社及び大阪支店移転に伴う建物附属設備の増加及び器具及び備品の増加37,781千円であります。

2 【主要な設備の状況】

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	器具及び 備品	ソフト ウェア	敷金保証金	合計	
本社 (東京都渋谷区)	統括業務施設	22,520	7,301	7,211	38,572	75,605	36
大阪支店 (大阪市中央区)	営業施設	3,826	426	—	5,179	9,432	6

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 3 リース契約による重要な賃借設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額	既支払額				
提出会社	本社 (東京都渋谷区)	システム 関連設備	100,000	—	公募資金	未定	未定	審査・分析 能力の向上
提出会社	九州支店 (福岡市博多区)	営業施設	10,000	—	公募資金	平成19年 5月	平成19年 6月	営業網拡充の ため

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 システム関連設備は、システム開発対象、開発体制及び業務改善実施方法の見直しを実施した結果、平成19年2月2日提出の有価証券届出書上の計画を上記のとおりに変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	—
計	20,200	20,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	695	676
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	695(注)1	676
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

- ① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
 - ③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- (4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年10月1日 (注) 1	2,400	14,200	90,000	680,000	90,000	90,000
平成16年9月25日 (注) 2	5,000	19,200	250,000	930,000	250,000	340,000
平成19年3月7日 (注) 3	1,000	20,200	118,575	1,048,575	118,575	458,575

(注) 1 有償第三者割当

割当先

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (1,200株)、日本興亜損害保険株式会社 (670株)、伊藤忠商事株式会社 (530株)

発行価格

75,000円

資本組入額

37,500円

2 有償第三者割当

割当先

投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド (1,154株)、テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合 (1,000株)、投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-A)」 (823株)、投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-B)」 (823株)、エヌ・アイ・エフ ベンチャーズ株式会社 (現：エヌ・アイ・エフ S M B C ベンチャーズ株式会社) (700株)、株式会社帝国データバンク (500株)

発行価格

100,000円

資本組入額

50,000円

3 有償一般募集 (ブックビルディング方式)

発行価格

255,000円

引受価額

237,150円

発行価額

187,000円

資本組入額

118,575円

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	9	8	36	3	—	381	437	—
所有株式数(株)	—	3,415	67	15,649	335	—	734	20,200	—
所有株式数の割合(%)	—	16.9	0.3	77.5	1.7	—	3.6	100.0	—

(注) 上記「その他の法人」には、証券振替機構名義の株式が3株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	7,278	36.0
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	1,794	8.9
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	1,200	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,015	5.0
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5-1-22	1,000	5.0
投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド	東京都千代田区九段北1-8-10	981	4.9
テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合	東京都港区北青山2-5-1	894	4.4
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	784	3.9
投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-A)」	東京都千代田区九段北1-8-10	700	3.5
投資事業組合「N I F 21-O N E (2号-B)」	東京都千代田区九段北1-8-10	700	3.5
計	—	16,346	80.9

(注) 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社としては網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での保有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,200	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当該制度は以下のとおりです。

①平成18年10月31日の臨時株主総会決議

当社はストックオプション制度を採用しております。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成18年10月31日開催の臨時株主総会 及び平成18年10月31日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	100株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 1
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額は、新株予約権割当の日に属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、その金額が、新株予約権割当日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値（当日が休日の場合又は当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近取引日の終値。）を下回る場合には、当該終値を払込金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（株式予約権の行使によるものを除く。）を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

また、上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 2 1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役、もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - ③ 定年により、従業員が退職する場合
 - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- 2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- 3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
- 3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使金額に上記2)にしたがって決定される株式の数を
乗じて得られる金額とする。
- 4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- 5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- 6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

- 1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約もしくは株式移転契約が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が(注)2に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

なお、当該ストックオプションは、会社法第361条第1項第1号及び第3号の規定に基づき以下の要領により、当社取締役に対し、年額1億5,000万円の範囲で、報酬として、新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	200株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)1
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの払込金額は、新株予約権割当の日に属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、その金額が、新株予約権割当日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の取引終値(当日が休日の場合又は当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近取引日の終値。)を下回る場合には、当該終値を払込金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（株式予約権の行使によるものを除く。）を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

また、上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

- 2
 - 1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役、もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
 - ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
 - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
 - 2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
 - 3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - 1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
 - 3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額
組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使金額に上記2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 4) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
 - 5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得条項
 - 1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約もしくは株式移転契約が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が（注）2に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかし、当社は保証事業という事業の性質上、財務基盤の拡充による信用力向上がきわめて重要であり、内部留保の充実を通じた財務基盤の強化を経営課題として位置付けております。また、当社が第5期以降は利益計上しているものの、第4期に至るまでに計上した当期純損失の影響により繰越利益剰余金の欠損を抱えている状況であり、未だ十分な内部留保が確保されている状況ではありません。

今後については、繰越損失を解消した上で、財務基盤強化のために内部留保を拡充することで経営基盤の安定化を図ることを優先しながら、事業年度における配当の回数も含めた配当政策を検討していきたいと考えております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	—	—	530,000
最低(円)	—	—	—	—	372,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。
なお、当社株式は平成19年3月8日からジャスダック証券取引所に上場されておりますので、それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	—	—	—	—	—	530,000
最低(円)	—	—	—	—	—	372,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。
なお、当社株式は平成19年3月8日からジャスダック証券取引所に上場されておりますので、それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 平成12年9月 伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 ゼネラル・マネージャー兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任 当社に転籍 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	—
常務取締役	管理管掌 商品法務 室長	馬場 豊吉	昭和23年1月1日	昭和45年4月 平成9年8月 伊藤忠商事株式会社入社 同社建設・不動産管理部国内管理チーム長 平成13年10月 平成17年3月 同社中国支社財務総務課長 同社保険営業開発部 当社出向 取締役管理部長就任 平成17年4月 平成18年10月 当社常務取締役就任 平成18年11月 平成19年4月 当社に転籍 当社常務取締役管理部長 当社常務取締役管理管掌商品法務室長（現任）	(注) 3	—
取締役	営業管掌 事業法人 営業部長	加藤 和彦	昭和27年1月17日	昭和49年4月 昭和52年10月 平成9年10月 平成12年4月 平成13年4月 安宅産業株式会社入社 伊藤忠商事株式会社入社（合併） 同社保険総合営業部第三課課長 同社大阪保険部部長代行 伊藤忠保険サービス株式会社（現 伊藤忠オロコ保険サービス株式会社）大阪支店長代行 平成14年4月 平成15年4月 同社大阪支店長 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部名古屋保険課課長 当社出向 営業部長 当社取締役就任 平成18年4月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年4月 当社に転籍 当社取締役営業部長 当社取締役営業管掌事業法人営業部長（現任）	(注) 3	—
取締役	—	小松 慎一	昭和27年2月27日	昭和50年4月 平成9年10月 伊藤忠商事株式会社入社 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ株式会社出向 同社取締役 平成10年10月 平成12年10月 同社代表取締役 伊藤忠商事株式会社保険部門東京保険部長 同社保険営業開発部長 当社監査役就任 平成13年4月 平成13年6月 平成15年4月 伊藤忠商事株式会社保険部門長（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	—	唐津 秀夫	昭和30年10月12日	昭和53年4月 平成10年4月 平成12年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）大口支店長 株式会社さくら総合研究所（現 S M B Cコンサルティング株式会社）企画部長 平成14年4月 平成15年10月 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 同行お客さまサービス部長 平成18年4月 ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社代表取締役社長（現任） 当社取締役就任（現任） 平成19年6月	(注) 3	—
常勤監査役	—	松本 清	昭和20年2月10日	昭和42年4月 平成9年4月 平成9年10月 伊藤忠商事株式会社入社 同社保険部門 部門長代行兼保険総合営業部長 伊藤忠保険サービス株式会社（現 伊藤忠オロコ保険サービス株式会社）出向 同社代表取締役社長就任 当社出向 当社監査役就任 平成13年4月 平成13年6月 平成14年4月 Q B E 保険会社日本支社 特定法人営業部長 平成15年6月 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ株式会社取締役就任 平成17年4月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	榎 廣美	昭和22年3月8日	昭和45年4月 平成8年6月 平成9年5月 平成11年6月 平成12年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成15年6月 平成17年10月 平成18年7月 平成19年3月 平成19年6月 大和証券株式会社入社 同社運用企画部長 ユニバーサル証券株式会社出向 参与債権部担当 同社取締役人事部部長 つばさ証券株式会社入社(合併) 執行役員人事部部長 UFJつばさ証券株式会社入社(合併) 常務執行役員人事部担当 同社常務執行役員営業本部長 同社取締役専務執行役員営業本部長 三菱UFJ証券株式会社入社(合併) 取締役専務執行役員 同社顧問 同社退社 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
監査役	—	笠 浩久	昭和39年8月4日	昭和63年4月 平成6年4月 平成13年4月 平成15年4月 平成19年6月 東京海上火災保険株式会社入社 弁護士登録 坂野・瀬尾・橋本法律事務所(現 東京八丁堀法律事務所)入所 金融庁監督局総務課 金融危機対応室 課長補佐(任期付職員) 東京八丁堀法律事務所復帰 (現在に至る) 当社監査役就任(現任)	(注) 5	—
計						—

- (注) 1 取締役小松慎一及び唐津秀夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役榎廣美及び笠浩久は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 常勤監査役松本清の任期は、平成18年11月30日に開催された臨時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役榎廣美及び笠浩久の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
荒川 勉	昭和31年9月20日生	昭和54年4月 昭和55年4月 昭和55年7月 昭和57年11月 昭和61年5月 平成3年7月 平成7年4月 平成12年4月 平成12年10月 平成18年10月 平成19年5月 伊藤忠商事株式会社入社 同社財務部外国為替第二課 同社財務部(ニューヨーク長期出張) 同社財務部為替業務チーム C. Itoh Finance (Europe) PLC. (ロンドン駐在) 伊藤忠商事株式会社証券業務室証券業務第三課 同社為替証券部証券投資室長代行 同社金融ソリューション部資産運用業務課長 同社金融ソリューション部長 同社金融・不動産・保険・物流 事業・リスクマネジメント部長 同社金融・不動産・保険・物流 事業統括部長 (現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コスト低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、結果として様々な企業活動上で企業のパフォーマンスに寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。当社は社外取締役を含めた取締役会及び監査役会制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図る一方、現在の組織規模に合わせた従業員への行動規範等の指導教育を行っております。適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等（当事業年度末日現在）

①取締役会

取締役会は4名（うち、社外取締役1名）で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行い、さらに月次決算に関する予算と実績との比較検討や業務報告を行うことで、経営判断の迅速化に努めております。また、緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、取締役会には営業部門及び管理部門を管掌する常勤役員のほか、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で当社の大株主である伊藤忠商事㈱より社外取締役を招聘しております。

②監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成され、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しています。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めています。

監査役相互の意見交換のため、監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査チームとの情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

③主管者会議、全社会議及び全社員総会

当社は社長以下常勤取締役と課長以上が出席する主管者会議を週に一度開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役と本社全従業員及び大阪支店長以下従業員も参加する全社会議を月に一度定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。さらに、半期に一度、会社の諸施策につき常勤取締役及び常勤監査役と全従業員で直接意見を交わす全社員総会を設けております。

④内部監査

当社は少数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役社長の任命した取締役をチーム長とした2名から組織される内部監査チームを設置し、社長の指揮

の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。なお、内部監査責任者として管理部長が内部監査に従事しておりますが、管理部が被監査対象となった場合等は、自己監査にならぬよう社長承認を得た上で内部監査チーム員である企画部長が監査を実施しております。

また、内部監査チーム、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

⑤会計監査

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び証券取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜意見交換をしており、必要の都度情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		
指定社員	業務執行社員	大庭四志次
指定社員	業務執行社員	服部 一利

また、当社の会計監査業務に係わる主な監査補助者は、公認会計士1名、会計士補3名であります。

⑥法律顧問

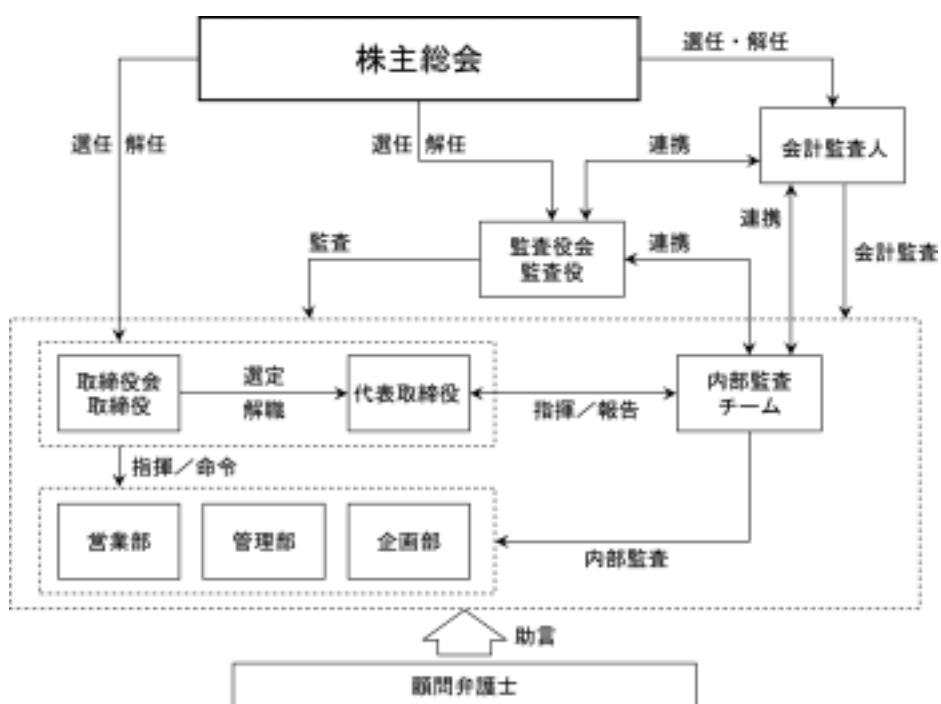
当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

(3) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である小松慎一及び社外監査役である浦島宣哉、岡地洋幸は大株主である伊藤忠商事(株)から招聘した役員であります。小松慎一氏は伊藤忠商事グループの金融・保険関連事業において保険関連事業の統括の経験が長く、リスクソリューション及び再保険に関する知見を当社の経営戦略に反映していただくために招聘いたしました。浦島宣哉氏は伊藤忠商事(株)関連会社の役員を歴任されており、当社監査役としてその経験を活かしていただくために招聘いたしました。岡地洋幸氏は伊藤忠商事(株)において事業審査部での事業会社管理及び審査の経験が長く、当社の監査役としてその経験を活かしていただくために招聘いたしました。伊藤忠商事(株)及び同社グループと当社との関係は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (3) 伊藤忠商事株式会社グループとの関係について」に記載したとおりであります。

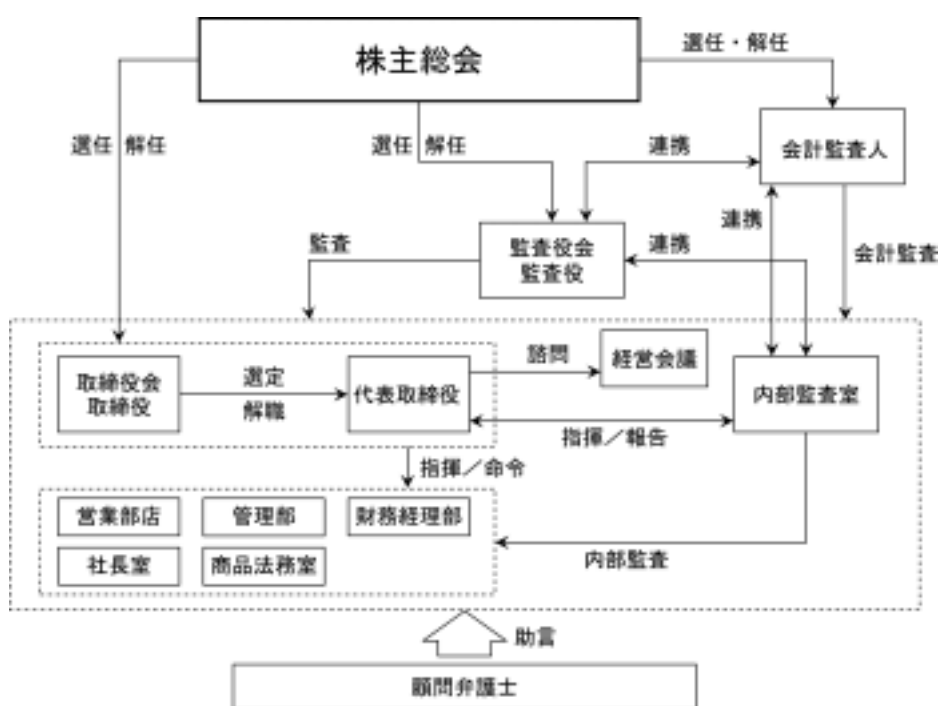
社外取締役及び社外監査役個人と当社との間には、人的、資金的及びその他利害関係はありません。なお、提出日現在においては、社外監査役である浦島宣哉、岡地洋幸は監査役を辞任しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。
 (平成19年3月31日現在)



なお、平成19年4月1日の機構改革において、社長指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行う常設の組織として内部監査室を設置いたしました。また、社長の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、社長が意思決定することを目的とした経営会議を毎週1回開催しております。

平成19年4月1日以降の当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。



(4) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長より周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令諸規則等の遵守及びリスク管理において問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

(5) 役員報酬の内容

区分	社内取締役		社内監査役		計	
	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)	支給人員 (名)	支給額 (千円)
定款又は株主総会決議に基づく報酬	3	30,501	1	6,000	4	36,501

(注) 社外取締役及び社外監査役に支払った報酬はありません。

(6) 監査報酬の内容

① 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	7,000千円
② 上記以外の業務に基づく報酬	3,500千円
合計	10,500千円

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(11) 自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)及び当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成19年2月2日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金	※2	1,399,431		2,015,943	
2 売掛金		14,560		12,051	
3 前払費用	※3	178,689		197,817	
4 繰延税金資産		73,757		45,111	
5 未収入金		—		138,944	
6 その他		2,387		1,034	
流動資産合計		1,668,826	96.8	2,410,901	96.6
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		—		30,855	
減価償却累計額		—		△4,509	26,346
(2) 器具及び備品		1,731		10,656	
減価償却累計額		△1,506	224	△2,929	7,727
有形固定資産合計			224		34,073
			0.0		1.4
2 無形固定資産					
ソフトウェア			8,771		7,211
無形固定資産合計			8,771		7,211
			0.5		0.3
3 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用			—		103
(2) 敷金保証金			46,150		43,752
投資その他の資産合計			46,150		43,856
			2.7		1.7
固定資産合計			55,146		85,141
			3.2		3.4
資産合計			1,723,973		2,496,043
			100.0		100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 買掛金		49,004		44,001	
2 未払金		23,093		38,524	
3 未払費用		4,043		6,867	
4 未払法人税等		3,315		5,437	
5 前受金	※1,4	583,240		940,611	
6 その他		14,092		4,085	
流動負債合計		676,787	39.2	1,039,527	41.6
II 固定負債					
1 役員退職慰労引当金		5,804		13,809	
2 預り保証金		40,000		40,000	
固定負債合計		45,804	2.7	53,809	2.2
負債合計		722,592	41.9	1,093,337	43.8
(資本の部)					
I 資本金	※6	930,000	53.9	—	—
II 資本剰余金					
資本準備金		340,000		—	
資本剰余金合計		340,000	19.7	—	—
III 利益剰余金					
当期末処理損失		268,618		—	
利益剰余金合計		△268,618	△15.5	—	—
資本合計		1,001,381	58.1	—	—
負債資本合計		1,723,973	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	1,048,575	42.0
2 資本剰余金					
資本準備金		—	—	458,575	—
資本剰余金合計		—	—	458,575	18.4
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		—	—	△104,443	—
利益剰余金合計		—	—	△104,443	△4.2
株主資本合計		—	—	1,402,706	56.2
純資産合計		—	—	1,402,706	56.2
負債純資産合計		—	—	2,496,043	100.0

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
I 売上高			1,041,756	100.0	1,421,338	100.0	
II 売上原価							
1 支払保証料		492,543			643,182		
2 諸手数料		51,493			62,806		
3 その他		151	544,188	52.2	—	705,989	49.7
売上総利益			497,568	47.8		715,349	50.3
III 販売費及び一般管理費							
1 広告宣伝費		24,247			30,661		
2 役員報酬		28,584			36,501		
3 給与手当		111,858			171,293		
4 役員退職慰労引当金繰入 額		4,769			8,005		
5 減価償却費		1,066			8,469		
6 リース料		27,589			18,617		
7 地代家賃		24,179			51,054		
8 情報システム費		8,984			11,381		
9 旅費交通費		—			27,764		
10 その他		124,586	355,866	34.2	143,066	506,815	35.6
営業利益			141,701	13.6		208,534	14.7
IV 営業外収益							
1 受取利息	※1	2,076			2,028		
2 その他		137	2,214	0.2	39	2,067	0.1
V 営業外費用							
1 株式交付費		—			6,170		
2 上場関連費用		—			7,800		
3 その他		38	38	0.0	5	13,976	1.0
経常利益			143,878	13.8		196,625	13.8
VI 特別損失							
1 固定資産除却損	※2	—	—		123	123	0.0
税引前当期純利益			143,878	13.8		196,502	13.8
法人税、住民税 及び事業税		950			3,681		
法人税等調整額		△15,977	△15,027	△1.5	28,646	32,327	2.2
当期純利益			158,905	15.3		164,174	11.6
前期繰越損失			427,524				
当期末処理損失			268,618				

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他の 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成18年3月31日残高(千円)	930,000	340,000	340,000	△ 268,618	△ 268,618	1,001,381	1,001,381
事業年度中の変動額							
新株の発行	118,575	118,575	118,575			237,150	237,150
当期純利益				164,174	164,174	164,174	164,174
事業年度中の変動額合計(千円)	118,575	118,575	118,575	164,174	164,174	401,324	401,324
平成19年3月31日残高(千円)	1,048,575	458,575	458,575	△ 104,443	△ 104,443	1,402,706	1,402,706

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		143,878	196,502
2 減価償却費		1,066	8,469
3 役員退職慰労引当金の増加(△減少)額		△180	8,005
4 受取利息		△2,076	△2,028
5 株式交付費		—	6,170
6 上場関連費用		—	7,800
7 固定資産除却損		—	123
8 売上債権の減少(△増加)額		△10,004	2,509
9 仕入債務の増加(△減少)額		9,305	△5,002
10 前払費用の増加額		△34,697	△19,127
11 差入保証金の減少額		200,000	—
12 未収入金の増加額		—	△138,944
13 前受金の増加額		137,498	357,370
14 その他		30,513	10,223
小計		475,301	432,071
13 利息の受取額		2,076	1,765
14 法人税等の支払額		△950	△2,315
営業活動によるキャッシュ・フロー		476,428	431,521
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の預入による支出		△500,000	△900,000
2 有形固定資産の取得による支出		—	△40,075
3 無形固定資産の取得による支出		△8,475	△512
4 敷金保証金の差入による支出		△39,865	△5,179
5 敷金保証金の返還に伴う収入		—	7,578
投資活動によるキャッシュ・フロー		△548,340	△938,189
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 株式の発行による収入		—	230,979
2 株式上場に伴う支出		—	△7,800
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	223,179
IV 現金及び現金同等物の減少額		△71,911	△283,488
V 現金及び現金同等物の期首残高		971,343	899,431
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	899,431	615,943

⑤ 【損失処理計算書】

		前事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 当期末処理損失			268,618
II 次期繰越損失			268,618

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 器具及び備品 4年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具及び備品 4～5年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
2 繰延資産の処理方法	—	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
3 引当金の計上基準	役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	役員退職慰労引当金 同左
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,402,706千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(損益計算書) 前期まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「旅費交通費」は、販売費及び一般管理費の5/100を超えたため、当期より区分掲記しております。 なお、前期における「旅費交通費」の金額は、12,395千円であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
※1	関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。 前受金 26,256千円	※1	関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。 前受金 24,443千円
※2	担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保証を金融機関に依頼しておりますが、それに係る担保として上記の定期預金を差し入れております。	※2	担保資産 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金(定期預金) 500,000千円 担保付債務は次のとおりであります。 同左
※3	前払費用 主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。	※3	前払費用 同左
※4	前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。	※4	前受金 同左
5	偶発債務 保証債務 43,113,400千円 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 なお、これに係る保証債務については、金融機関等による保険及び保証によって全額補填されております。	5	偶発債務 保証債務 61,725,200千円 同左
※6	会社が発行する株式 普通株式 39,200株 発行済株式総数 普通株式 19,200株		_____
7	資本の欠損 資本の欠損の額は268,618千円であります。		_____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
※1	関係会社との主な取引は次のとおりであります。 受取利息 2,073千円 _____	※1	関係会社との主な取引は次のとおりであります。 受取利息 641千円
		※2	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具及び備品 123千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,200	1,000	—	20,200

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公募増資による新株発行 1,000株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金 1,399,431千円	現金及び預金 2,015,943千円
預入期間3か月超の定期預金 <u>△500,000千円</u>	預入期間3か月超の定期預金 <u>△1,400,000千円</u>
現金及び現金同等物 899,431千円	現金及び現金同等物 615,943千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	7,103	2,601	4,502	器具及び備品	7,103	4,588	2,515
ソフトウェア	44,511	37,927	6,584	ソフトウェア	19,301	16,068	3,233
合計	51,615	40,528	11,086	合計	26,405	20,656	5,748
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			8,170千円	1年内			2,902千円
1年超			3,319千円	1年超			3,019千円
合計			11,490千円	合計			5,921千円
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			17,516千円	支払リース料			8,948千円
減価償却費相当額			16,396千円	減価償却費相当額			8,418千円
支払利息相当額			549千円	支払利息相当額			299千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (平成19年3月31日)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株
付与日	平成18年10月31日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間(注) 3	平成18年10月31日～平成23年10月31日
権利行使期間(注) 3	平成20年11月1日 ～平成26年10月31日

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
権利確定前	—
期首(株)	—
付与(株)	695
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	695
権利確定後	—
期首(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
権利行使価格(円)	180,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第一回ストック・オプションの公正な評価単価については、ストック・オプション付与時において当社が未公開企業であったため、本源的価値によっております。

また、本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価額は、1株当たりの類似会社比較方式により算定しております。株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしています。

3 事業年度末における本源的価値の合計額等

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年10月31日
事業年度末における本源的価値の合計額(千円)	161,935
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	—

(注) 当社は平成19年3月8日ジャスダック証券取引所に上場したことから、当事業年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳
① 流動資産	① 流動資産
未払金 3,368千円	前受金 459千円
未払事業税 1,685千円	未払事業税 1,270千円
繰越欠損金 68,049千円	繰越欠損金 41,675千円
その他 653千円	その他 1,706千円
計 73,757千円	計 45,111千円
② 固定資産	② 固定資産
役員退職慰労引当金 2,361千円	役員退職慰労引当金 5,619千円
繰越欠損金 57,796千円	繰越欠損金 —千円
計 60,158千円	計 5,619千円
評価性引当額 Δ 60,158千円	評価性引当額 Δ 5,619千円
差引 —	差引 —
繰延税金資産合計 73,757千円	繰延税金資産合計 45,111千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0%
住民税均等割 0.7%	住民税均等割 1.2%
評価性引当額 Δ 53.4%	評価性引当額 Δ 27.8%
その他 0.2%	その他 1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 Δ 10.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.5%

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社には子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注) 2	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有)直接41.6(注) 2	兼務3名 出向2名 転籍1名 (注) 3	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注) 4	55,023 (3,090,000)	売掛金	264
										前受金	26,256
								資金の預入(注) 5、6 利息の受取(注) 6	1,370,000 2,073	その他(預け金)	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。ただし、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。
- 3 伊藤忠商事㈱の従業員5名及び元従業員1名を当社役員(取締役3名、監査役3名)として受け入れております。
- 4 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 5 資金の預入は当社と伊藤忠商事㈱との間での消費寄託契約に基づくものであります。当該取引は伊藤忠グループ企業間で余裕資金を融通しあうためのCMS利用によるものです。なお、平成18年9月30日をもって、当該取引は終了しております。
- 6 資金の預入に係る利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	伊藤忠セラテック㈱	愛知県瀬戸市	409	セラミック製品販売	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,869 (1,695,000)	前受金	7,653
親会社の子会社	伊藤忠プラスチック㈱	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	33,572 (1,530,000)	前受金	12,425
親会社の子会社	伊藤忠紙パルプ㈱	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,105 (78,000)	前受金	1,529
親会社の子会社	L i f e s t y l e C r e a t i o n ㈱	東京都港区	200	衣料卸売	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,642 (213,000)	前受金	141
親会社の子会社	伊藤忠モードパル㈱	東京都千代田区	290	婦人・子供服卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	796 (15,000)	—	—
親会社の子会社	伊藤忠ケミフルンテア㈱	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,561 (53,000)	前受金	1,208
親会社の子会社	I F A ㈱	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入	—	—	売上債権の保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,628 (235,000)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (注) 2	伊藤忠商事㈱	東京都港区	202,241	総合商社	(被所有)直接36.0 間接 4.4 (注) 2	兼務3名 転籍3名 出身1名 (注) 3	売上債権の保証等	保証売上(保証残高) (注) 4	59,639 (3,150,200)	前受金	24,443
								資金の預入 (注) 5、6 利息の受取 (注) 6	700,000 641	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 伊藤忠商事㈱の「議決権の被所有割合」間接4.4%は、同社子会社である伊藤忠テクノロジーベンチャーズ㈱が業務執行組合員となっている「テクノロジーベンチャーズ一号投資事業有限責任組合」が所有するものであります。伊藤忠商事㈱の当社議決権に対する所有割合は50%以下となっておりますが、支配力基準により財務諸表等規則上は親会社として取り扱っております。ただし、伊藤忠商事㈱では、連結財務諸表を米国会計基準に基づいて作成していることから、持株基準により当社を関連会社として取り扱っております。
- 3 伊藤忠商事㈱の従業員3名及び元従業員4名を当社役員(取締役4名、監査役3名)として受け入れております。なお、提出日現在においては、監査役として受け入れていた同社の従業員2名については辞任しております。
- 4 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 5 資金の預入は当社と伊藤忠商事㈱との間での消費寄託契約に基づくものであります。当該取引は伊藤忠グループ企業間で余裕資金を融通しあうためのCMS利用によるものです。なお、平成18年9月30日をもって、当該取引は終了しております。
- 6 資金の預入に係る利率については、市場金利を勘案して決定しております。

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	伊藤忠セラテック(株)	愛知県瀬戸市	410	セラミック製品販売	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	2,560 (624,000)	前受金	4,523
親会社の子会社	伊藤忠プラスチック(株)	東京都渋谷区	1,000	合成樹脂板等卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	35,571 (1,674,000)	前受金	20,174
親会社の子会社	伊藤忠ループ(株)	東京都中央区	500	和洋紙卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	4,823 (76,000)	前受金	3,352
親会社の子会社	伊藤忠ケミフロンテア(株)	東京都港区	1,100	化学製品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	1,483 (58,000)	前受金	1,279
親会社の子会社	I F A(株)	東京都港区	90	服飾雑貨の販売・輸出入	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	2,769 (265,000)	前受金	74
親会社の子会社	伊藤忠ホームション(株)	東京都中央区	335	寝具類卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	2,105 (342,500)	前受金	463
親会社の子会社	伊藤忠アイナンス(株)	東京都港区	3,470	事業者向け貸金業	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	700 (410,000)	前受金	4,816
親会社の子会社	(株)アイ・シ・エス	東京都港区	240	自動車用部品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	1,628 (317,500)	前受金	490
親会社の子会社	シーアツド(株)	茨城県常総市	80	造作材製造	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	2,347 (165,000)	売掛金	206
親会社の子会社	三興ブレス(株)	東京都新宿区	150	その他の各種商品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	1,163 (32,000)	前受金	355
親会社の子会社	コンバフットウェア(株)	東京都千代田区	350	靴卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	4,113 (175,500)	前受金	847
親会社の子会社	日本サック(株)	東京都渋谷区	20	包装用品卸	—	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)2	1,631 (75,000)	前受金	1,165
親会社の子会社	伊藤忠アーコムニティ(株)	東京都中央区	310	不動産管理	—	—	固定資産の購入等	建物及び備品の購入(注)3	28,738	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
- 3 当社の本社移転に伴うものであります。また取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 52,155円29銭	1株当たり純資産額 69,440円91銭
1株当たり当期純利益金額 8,276円35銭	1株当たり当期純利益金額 8,521円59銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 8,509円89銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	158,905	164,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	158,905	164,174
期中平均株式数(株)	19,200	19,265
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	26
(うち新株予約権(株))	—	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1. 当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社等の取締役、監査役、従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この詳細については「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8)ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p> <p>2. 当社取締役に対するストックオプションの付与について</p> <p>平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当社取締役に対する報酬として特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>この詳細については「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8)ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p>

⑥ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	30,855	—	30,855	4,509	4,509	26,346
器具及び備品	1,731	9,514	588	10,656	2,929	1,887	7,727
有形固定資産計	1,731	40,369	588	41,512	7,438	6,397	34,073
無形固定資産							
ソフトウェア	11,950	512	3,155	9,307	2,095	2,072	7,211
無形固定資産計	11,950	512	3,155	9,307	2,095	2,072	7,211
長期前払費用	—	120	—	120	16	16	103
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員退職慰労引当金	5,804	8,005	—	—	13,809

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	615,943
定期預金	1,400,000
小計	2,015,943
合計	2,015,943

② 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本管材センター株式会社	9,593
プリマハム株式会社	339
双日エネルギー株式会社	333
株式会社ウィズコーポレーション	313
北海道合板株式会社	290
その他	1,181
合計	12,051

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
14,560	1,422,637	1,425,147	12,051	99.2	3.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 前払費用

相手先	金額(千円)
三井住友海上火災保険株式会社	100,925
A I U保険会社	31,048
日本興亜損害保険株式会社	18,915
株式会社トータル保険サービス	8,110
東京リース株式会社	7,538
その他	31,279
合計	197,817

④ 未収入金

相手先	金額(千円)
あいおい損害保険株式会社	52,506
三井住友海上火災保険株式会社	50,938
A I U保険会社	33,000
東京リース株式会社	2,500
計	138,944

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
あいおい損害保険株式会社	20,894
株式会社損害保険ジャパン	17,425
興銀リース株式会社	4,194
みずほファクター株式会社	575
N I Sリース株式会社	376
その他	536
合計	44,001

⑥ 前受金

相手先	金額(千円)
株式会社ニッピ・フジタ	32,258
株式会社三協テック関西	24,589
伊藤忠商事株式会社	24,443
伊藤忠プラスチック株式会社	20,174
株式会社ジェーシービー	19,818
その他	819,326
合計	940,611

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.eguarantee.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出しに係る有価証券届出書を平成19年2月2日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成19年2月19日及び平成19年2月28日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月1日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大庭 四志次 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 服部 一利 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。